

28U-pm14

薬剤師法改正に伴う外来服薬指導の充実化について

○山下 和彦¹, 池田 佳那子¹, 北村 直子¹, 澤田 有記美¹, 奥野 護¹, 西岡 達也¹, 久米 学¹, 榎本 博雄¹, 平野 剛¹, 平井 みどり¹ (¹神戸大病院薬)

【目的】平成 26 年 6 月 12 日に改正薬剤師法（第 25 条の 2）が施行され、新たに「指導義務」が追加された。これに先立ち、当院では日本病院薬剤師会が作成した「必要な薬学的知見に基づく指導の進め方」を参考として、より充実した外来服薬指導の運用を開始したので報告する。

【方法】平成 26 年 6 月 1 日より、外来窓口の服薬指導担当者を 1 名から 2 名に増員した。薬剤交付前には、指導に必要な情報として医師の診察内容、前回の薬剤師記録、ハイリスク薬の有無を含めた処方変更の内容を電子カルテで確認することとした。服薬指導は処方交付時に実施し、処方内容の説明に加えて、患者の服薬状況や副作用の確認を行うこととした。指導記録は処方変更の有無、ハイリスク薬の有無、患者の服薬状況、副作用を SOAP 形式で記録する様式とし、指導後すぐに電子カルテへ入力する運用とした。指導記録は、標準の定型文をテンプレート登録し、記載漏れが生じないように工夫した。業務評価を行うため運用開始前後での、指導内容および疑義照会内容について調査し分析した。

【結果・考察】1 日あたりの平均指導患者数は約 52 名（平成 26 年 6 - 9 月）であり、時間外も含めた全ての外来処方について運用した。指導前にカルテ内容を確認することで、患者の病状に応じた丁寧な服薬指導が可能となり、患者からも概ね好評な印象である。指導記録に定型文を利用することで、記載の標準化と作業の効率化が可能となった。運用後より、患者の病状経過にそぐわない処方内容を発見し、疑義照会に至った事例が増加していることから、外来処方においても患者背景を十分に把握したうえで服薬指導を実施することが重要と考えられた。